

新座市ゼロカーボンシティ庁内推進会議実施要綱

(設置)

第1条 2050年までに二酸化炭素排出を実質ゼロにするという目標に向けて、庁内で必要な情報共有等を図るため、新座市ゼロカーボンシティ庁内推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) ゼロカーボンシティの実現に向けて必要な施策の検討、情報共有等に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、推進会議に関し必要と認める事項

(組織)

第3条 推進会議は、会長及び副会長並びに委員をもって組織する。

2 会長、副会長及び委員は、別表のとおりとする。

(会長)

第4条 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

2 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 推進会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第6条 推進会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、市民生活部環境課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁のあった日から実施する。

別表（第3条関係）

	職名	
1	会長	市民生活部長
2	副会長	市民生活部副部長
3	委員	総合政策部副部長
4	委員	総務部副部長
5	委員	財政部副部長
6	委員	総合福祉部副部長
7	委員	こども未来部副部長
8	委員	いきいき健康部副部長
9	委員	まちづくり未来部副部長
10	委員	インフラ整備部副部長
11	委員	危機管理室長
12	委員	出納室長
13	委員	教育総務部副部長
14	委員	学校教育部副部長
15	委員	議会事務局副局長
16	委員	選挙管理委員会事務局長
17	委員	監査委員事務局副局長